

(別紙)

様式第 1 号 (第 7 条関係)

松山市出産世帯奨学金返還支援事業補助金交付申請書兼請求書

(宛先) 松山市長

1. 申請・請求者

		記入日	年	月	日
(フリガナ) 氏 名		電話番号			
		—			
		—			
申請・請求者の現住所 (住民票所在地)					
松山市					

2. 対象児童

(フリガナ) 氏 名	生年月日	対象児童の住所 (住民票所在地) ※「1. 申請・請求者」と同じ場合は記入不要
	年 月 日	
母子健康手帳 交付自治体名	母子健康手帳交付日	母子健康手帳番号
	年 月 日	No.

誓約・同意事項

☐ 下記「誓約・同意事項(1)～(9)」に誓約・同意の上、申請します。

↑○を記入してください。

- (1) 申請日現在、対象児童と同居してこれを監護し、生計を同じくしています。
- (2) 本市に、現に居住しており、申請日から1年以上継続して本市に居住する意思があります。
- (3) 松山市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員等に該当しません。
- (4) 市税を滞納していません。
- (5) 生活保護を受けていません。
- (6) 対象奨学金の返還について、他の補助金の交付や、愛媛県内の他市町で同様の補助金の給付を受けていません。
- (7) 当補助金は、一時所得としての取り扱いが必要であることを理解し、また、一時所得が特別控除額(最高50万円)を超えた額については、所得税が課税されるため、確定申告をする必要があることに異議はありません。
- (8) 申請・請求内容に一切の虚偽はありません。また、交付要件に該当しなかったときは、交付された補助金を松山市に速やかに返金します。
- (9) 申請・請求内容の審査に必要な範囲で、市税の納付状況のほか、関連する情報(同様の補助金の交付状況・児童手当・児童扶養手当・生活保護・医療助成等の資格状況等)について、市が調査・収集することや、他の行政機関等の照会することに同意します。

3. 対象児童の父母

(対象児童の父)

(フリガナ) 氏 名	生年月日
	年 月 日
住所 (住民票所在地) ※「1. 申請・請求者」と同じ場合は記入不要	
松山市	

(対象児童の母)

(フリガナ) 氏 名	生年月日
	年 月 日
住所 (住民票所在地) ※「1. 申請・請求者」と同じ場合は記入不要	
松山市	

(裏面もご記入ください)

4. 申請額・請求額

返還合計額 (A)	円	内訳は別紙のとおり 別紙(a)+(b) 千円未満切り捨て
補助限度額 (B)	円	200,000円 ただし、令和6年度に既に補助金の交付を受けている者（令和7年2月28日までに交付申請している者に限る。）であって、当該補助金の額が200,000円を下回っている場合は、200,000円から当該補助金の額を差し引いた額を補助限度額とする。
申請額・請求額 (C)	円	(A)と(B)のいずれか少ないほうの額

5. 受取方法

金融機関の口座に振り込みますので、受取口座を記入してください。

原則、「1. 申請・請求者」で記入した人に振り込みます。

「1. 申請・請求者」で記入した人以外の口座を希望する場合は、別途委任状を添付してください。

【受取口座記入欄】

金 融 機 関 名							支 店 名				
銀行 農協 金庫 漁協 信組 信連 信漁連							本店 支店 本所 支所 出張所				
金融機関番号							店番号				
預金種別	口座番号（※必ず7桁です。）						(フリガナ)				
							口 座 名 義				
1. 普通 2. 当座											

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）を記入してください。

※長期間入出金のない口座の使用は控えてください。

6. 添付書類

この書類の全てについて、確認の上、必要事項を記入し、必要書類を添付してください。

- 対象児童の「母子健康手帳」の表紙の写し
- 振込先金融機関口座確認書類（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳、キャッシュカード等）の写し
- 奨学金貸与証明書（この補助金の申請のために、貸与機関等から発行を受けたものであって、貸与期間、貸与月額、貸与総額等が確認できるもの）の原本
- 奨学金返還証明書（この補助金の申請のために、貸与機関等から発行を受けたものであって、割賦金、返還回数、直近の残額及び残期間等、返還計画が確認できるもの）の原本
- 奨学金を返還したことを証明する預金通帳、領収書等（返還した人、返還年月日、返還額等が確認できるもの）の写し
- 【該当者のみ】「1. 申請・請求者」で記入した人以外の口座に振り込む場合は委任状
- 【該当者のみ】その他、要綱第12条に規定する「市長が別に定めるもの」について、該当するもの

※審査に当たり、必要に応じて追加で書類の提出を求めることがあります。